

富山県地域年金事業運営調整会議運営要領

1. 協議（審議）事項

（1）地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有

- ・ 市町村、教育現場、企業、商工会議所（商工会を含む）、社会福祉施設、自治会（町内会を含む）などを通じて地域住民、学生及び従業員などを対象に実施する年金制度の普及・啓発、相談事業の実施計画策定・推進についてご意見、ご助言をいただく。

（2）各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対するご意見・助言

- ・ 事業計画に対する実施状況を報告し、事業推進についてご意見、ご助言をいただく。

（3）その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

- ・ 業務実績、お客様に対するサービス提供の向上に関するご意見・ご助言をいただく。

2. 開催

調整会議は、原則、2月の年1回とし、委員長が参集を求め開催する。

ただし、委員長が必要と認めた時は、必要に応じ随時開催することができる。

3. 議事録等の取り扱い

調整会議における協議の内容等について、議事録又は議事要旨を事務局が作成する。

なお、議事録又は議事要旨及び会議資料は公開するものとする。

4. その他

- （1）事務局は、調整会議において提起された意見・要望等に対し、積極的に事業計画に反映させるほか、回答が必要な事項及び事業の進捗状況等について、適時各委員へ報告する。